

## ◇ 訪問型学習支援の流れ



## 1 学校に相談

訪問型学習支援の利用を希望する方は、まずは児童・生徒が在籍する調布市立学校に相談してください。

## 2 面談・申込み

教育支援コーディネーターが、保護者や児童・生徒と面談します。面談後、申請する場合は、在籍する調布市立学校にお伝えください。学校が、教育委員会に訪問型学習支援の利用申請書を提出します。

## 3 決定

教育委員会が、訪問型学習支援の利用の可否を決定します。学校を通して、結果をお伝えします。



## 4 訪問型学習支援 開始

訪問型学習支援を実施する日時と場所を決めます。学校・保護者の協力のもと、継続的に学習支援や教育相談を実施します。訪問型学習支援を利用した日は、学校の出席扱いになります。教育委員会は、調布市立学校に訪問型学習支援の利用状況を報告します。

## 5 訪問型学習支援 終了

学校復帰など、状況が改善したと認められる場合や他の支援が適切と認められる場合は、学校・保護者と相談のうえ、訪問型学習支援を終了します。

# 調布市教育委員会 訪問型学習支援 みらい

不登校児童・生徒への支援



一人一人に合ったサポートで児童・生徒を応援します

調布市教育委員会指導室  
〒182-0026  
調布市小島町2-36-1  
調布市教育会館5階  
電話 042-481-7718~19

## 「訪問型学習支援」とは

教育支援コーディネーター、心理士、スクールソーシャルワーカー（以下「訪問型学習支援チーム」という。）が、調布市立学校に在籍する不登校児童・生徒の自宅や学校などに訪問し、個に応じた学習支援や教育相談を行います。

児童・生徒の学習機会の確保と社会的自立を図ることを目的としています。

○訪問型学習支援チームが、児童・生徒の自宅などに訪問し、一人一人に寄り添った支援をします。

○訪問型学習支援チームは、児童・生徒の悩みや不安などの相談にのったり、学習をサポートしたり、学校復帰ができるように支援します。

### ☆ 学習支援について

- ・学校での学習内容について、自習形式での学びをサポートします。
- ・児童・生徒の状況に応じた学習支援を行います。
- ・学習内容は相談して決めることができます。
- ・これまでの学習内容を復習することもできます。



### ☆ 教育相談について

- ・困っていることや悩んでいることについて、相談をお受けします。
- ・進路や進学先などの将来に向けた相談もできます。
- ・保護者の方からの相談も受け付けています。



### ☆ 対象者

- ・調布市立小学校に在籍する不登校の児童（主に低学年対象）
- ・調布市立中学校に在籍する不登校の生徒

### ☆ 訪問先

- ・児童・生徒の自宅
- ・調布市立小学校・中学校
- ・調布市の公共施設



### ☆ 訪問可能日時

月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）

原則、午前9時から午後4時まで

※1回の訪問時間は、原則90分以内

### ☆ 訪問型学習支援チーム

- ・教育支援コーディネーター（教員免許を有する教職経験者）
- ・心理士（心理に関する資格を有する者）
- ・スクールソーシャルワーカー（福祉に関する資格を有する者）

### ☆ 利用にあたっての注意事項

- ・訪問型学習支援チームが自宅に訪問する時間は、保護者の在宅が必要です。
- ・学習支援や教育相談を行っている間に保護者が同席する必要はありません。
- ・訪問型学習支援チームが、複数人で訪問します。
- ・訪問型学習支援の実施前に利用にあたっての同意書の提出をお願いします。